

企画提案仕様書

1 業務名 パラオ共和国との技術・人材交流のためのパラオ派遣委託業務

2 事業の期間 契約締結の日～令和7年3月31日まで

3 委託上限額及び積算

(1) 委託上限額

提案に当たっては、総額 2,828 千円(消費税及び地方消費税を含む)の範囲内で積算すること。

※企画提案のために設定した額であり、実際の契約金額とは異なる場合がある。

(2) 積算費目

○ 直接人件費

○ 直接経費

(旅費、報償費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料、再委託費、その他費用)

○ 一般管理費((直接人権費+直接経費-再委託費)の10%以内)

○ 消費税

※旅費、使用料等の単価に既に消費税が含まれている場合は、消費税相当額を除いた上で経費を計上すること。

※それぞれ、単価、回数、人数等積算内訳を明らかにし、金額の根拠(規定等)も記載すること。

4 業務の概要

沖縄県とパラオ共和国は、双方の歴史的・文化的な絆を基礎として、その友好関係を強化するための覚書(MOU)を令和4年8月に締結し、現在、MOUに基づく協働に向け、技術・人材交流の取組を進めているところである。県では、令和6年度において、パラオ共和国との技術・人材交流の取組として、パラオ共和国への専門家派遣等を実施する予定としている。

5 委託業務の内容

(1) パラオ政府との調整支援

パラオ共和国への専門家派遣等について、水産課担当者と連携し、パラオ関係者等との調整支援を行う。

(2)パラオ共和国への専門家派遣(1月下旬の見込み)

パラオ共和国への水産関係専門家の派遣を実施する。下記の事項を踏まえ、渡航手配・準備・随行のいっさいについて提案すること。

また、この派遣を契機として沖縄とパラオとの関係がより一層深まるよう、本委託業務には含まれない企画提案者の独自事業として、企画の可能性について検討し、企画提案において示すこと。

- ① 滞在先(パラオ共和国コロール市内のホテル)
- ② パラオ政府閣僚への土産物の準備
- ③ 県職員4名程度及び水産関係専門家2名の旅行の手配・引率
※県職員の旅費は別途県費で支出する。
- ④ 同行通訳の配置(引率と兼任可)
- ⑤ 滞在中パラオ側との会議・研修等の通訳

(3)報告書の作成

委託業務実績をとりまとめた報告書を県へ提出する。

- 報告書(カラー) 5部(簡易製本)
- 上記の電子ファイル一式

6 再委託に関する取扱い

(1)一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に再委託することはできない。また、契約額の50%を超える業務、または委託業務に係る統括的かつ根幹的な業務の履行を第三者に再委託することはできない。

(2)再委託の承認

契約の一部を第三者に再委託しようとするときは、あらかじめ委託者の承認を得なければならない。ただし、次の業務については事前の承認を要さない。

- ア 資料の収集・整理・複写・製本・印刷
- イ 原稿・データの入力および集計
- ウ イベント実施に係る荷物の輸送

(3)再委託の相手方の制限

本事業に係る企画提案公募に参加した者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者を再委託の相手方とすることはできない。

7 その他留意事項

- (1) 受託者は、業務遂行にあたって、委託者と緊密な連携をもって行われなければならない。
- (2) この仕様書に定めのない事項、または疑義が生じた場合は、委託者と受託者の双方が協議して定めるものとする。
- (3) 本仕様書に記載した業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。
- (4) 企画提案書が入選した場合においても、提案のあった内容をすべて実施することを保証するものではない。
- (5) 委託業務の各内容は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策を十分行った上で実施すること。
- (6) 国内外における新型コロナウイルス感染症の今後の発生状況によって、本仕様書や実際の委託契約仕様書等を変更する可能性がある。
- (7) 本仕様書に記載のある委託業務の内容については、実施段階において、予算や諸事情により変更することがある。